

特定任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第46号

特定任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

特定任期付職員の給与の特例に関する規則（平成26年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項及び第4項の規定に基づき、条例」を削り、「特定任期付職員業績手当」を「勤勉手当」に改める。

第3条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（勤勉手当に関する特例）

第3条 特定任期付職員に対する期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）第15条の3第1号の規定の適用については、同号中「特定管理職員にあっては、1,000分の1,040から1,000分の1,475」とあるのは、「特定管理職員（前条第1項第13号に掲げる職員を除く。）にあっては1,000分の1,040から1,000分の1,475まで、同号に掲げる職員にあっては1,000分の665から1,000分の995」とする。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。